

平成25年度第3回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成25年9月30日（金） 10時30分～12時00分
2. 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室4
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 業務制限の範囲について
 - (2) 金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (4) その他
3. 閉 会

(配付資料)

資料1 業務制限の範囲について

資料2 金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法について

資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況

資料A 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する指導・助言及び研修のあり方～

(別紙) 都道府県選挙管理委員会から報告を求めるための確認項目（仮称）

資料B 業務制限の範囲について

(別紙) 「政党助成法の監査における業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となり得るもの」のうち、報道において過去に取り上げられていないため、これまでは議論の対象としていなかったもの

資料C 金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法について

(別紙) 収支報告書の改正様式等のイメージ（例）

資料D-1 登録政治資金監査人の抹消登録を行おうとするときの登録抹消届出書の添付書類の取扱いについて

資料D-2 登録政治資金監査人の抹消登録を行おうとするときの登録抹消届出書の添付書類の取扱いについて（関連資料）

資料E フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧（平成25年度10月～11月）

資料F 平成24年分収支報告書に係る政治資金監査報告書（都道府県選管分）の記載内容等に関する調査

（本文）

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成25年度第3回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、平成25年度第1回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第1回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成25年度第2回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題の前に、その他の議題といたしまして、「政治資金監査の質の向上について～登録政治資金監査人に対する指導・助言のあり方～」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料Aによりまして、御説明をさせていただきます。

前回第2回委員会におきまして、政治資金監査の実施状況を踏まえて出てまいりました課題として、政治資金監査の質の向上について、御議論いただきました。今回は、前回の御議論を踏まえまして、引き続き、課題1としまして、個別の登録政治資金監査人に対する対応及びその枠組みにつきまして検討を進めるとともに、課題2としまして、これまで

行ってまいりました登録政治資金監査人に対する研修のあり方について充実させるべく見直すということをあわせて議題としております。

1 ページの下段からは前回の議論をおさらいしております、新たに委員会が個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言を行うことを念頭に、「第一に」としまして指導・助言の対象をより分ける基準のようなものについて、それから、ページをおめぐりいただきまして2 ページですが、「次に」としまして委員会から個別の登録政治資金監査人にアプローチする、2つの方法について御議論いただき、御覧のような意見が出されているところでごさいます、基準のようなものと既存のチェックリストとの関係、あるいはその性格づけ、具体的内容、あるいはそれに対する選管の事務負担の問題などが、指摘をされているところでごさいます。

そこで、下段の検討でごさいます、2つのアプローチのうち、現在行われておりますような各選管における確認や指導というのは引き続き行っていただくこととしまして、新たな枠組みとしましては、選管から委員会に対しまして報告をしていただくこととしてはどうかということで、3 ページの上の方に図でお示しをしておりますように、報告していただくかどうかの目安・基準のようなものとして、これは名称を改めておりますが、確認項目（仮称）というものを委員会から選管にお示しをしまして、これに該当があったものについて報告をしていただき、委員会において必要に応じて個別の登録政治資金監査人に対して指導・助言するというのを案として考えております。この新たな枠組みの法的な位置付けとしましては、後ほど資料Fで出てまいります各都道府県選管へのアンケート調査も同様でごさいます、四角囲いの中の政治資金規正法19条の35、第1項の「必要な協力を求めることができる」という条項を根拠としてはどうかということでごさいます。

次に、前回の御議論でも指摘が出ておりました確認項目（仮称）の具体的内容のイメージとしまして、これは委員限り資料A別紙で案の1から3で例示的にお示しをしておりますが、これらの案につきましては、3 ページの下から5 ページにかけまして、その内容、注意点を記載しております、案1は、一言で言いますと既存のチェックリストの内容を踏まえたものでございまして、一部選管では確認できないものもございまして、マニュアル等とは整合的であると考えられます。一方、選管がもう一度確認作業を行わなければならないということでは、職業的専門家が行うという政治資金監査の性格にもとるのではないかと点や、確認する項目が現在の実務よりは増えることが考えられますので、選管の負担になる、軽微なミスも含めまして選管から委員会に報告していただくこととなって

しまうことが適当かという点がございます。

案2は、幾つかの選管の実務を参考にしているものですが、既存のマニュアル等との関係、あるいは軽微なミスも含め選管から委員会に報告していただくこととなる点が適当かという点がございます。

案3は、政治資金監査報告書の記載につきまして基本的な構成を確認しますとともに、政治資金監査の実施状況としまして、アンケート調査でも不備が指摘されることがございます。収支報告書に計算誤りがないことについて、確認をしようとするものでございます。

ただ、案の1から3のいずれによる場合でも、5ページの下段でございますが、留意点としまして、実施状況などを踏まえた適宜の見直しが必要であること、選管の負担にならないような配慮が必要であること、それから、6ページにまいりまして、今後、委員会におきましても、①としまして委員会における検討や②指導・助言の方法について検討する必要があることを挙げております。

引き続きまして、7ページ、課題2としまして、登録政治資金監査人に対する研修等のあり方についてでございますが、現状を表のようにまとめておりまして、この現状を見ますと、8ページですが、フォローアップ説明会に一度も参加していただいていない登録政治資金監査人が2,000人以上に及ぶというところで、検討としまして、(1)、現行のIからVにあります内容を9ページのアンケートも反映させながら多様化していくことが必要ではないか。それから、10ページですが、(2)フォローアップ説明会への参加の促進としまして、既に行っていることではあります、①委員長名の文書の送付など、あるいは⑤土業団体との協力などを項目として挙げさせていただいております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。課題1、課題2に分けて御説明ありましたけれども、密接な関係がありますので、どちらから御意見いただいても結構です。

牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】 ちょっとこのスキーム自身にまだ何かすんと落ちないのですけれども、案で示された3ページのスキームにすんと落ちるものがちょっとないのですが、後で説明があるのだらうと思うのですけれども、アンケート調査をするようにしていますよね。

【井筒参事官】 はい。

【牧之内委員】 その中で、監査報告書がどうだったかというようなことをいろいろ聞いていますよね。アンケートは別途毎年やって、そしてまたこの報告をもらおうとなると、何か二重に同じようなことをお願いするということになるような気がしますけれども、その点はどうなのかということ。

それと、すっとんと落ちないというのは、冒頭には会計責任者を通じて政治資金監査人に伝達する方法のほか、委員会に連絡してもらい、というふうに書いてあるのですけれども、1番目の方法というのがこの図の中に示されていないので、どうなっているのかなというところがすっとんと落ちないので、むしろ私は、1番目の方法を中心に考えて、会計責任者を通じて伝達をするという場合に、形式審査としてこういうものは伝えていいのではないのでしょうかということをお示ししてやると。それで形式的審査になじむのかどうか、あるいは、ちょっと言いづらかったりとか、いろいろそこで悩んだりなんかしたようなものがあれば、委員会の方に報告をしていただいて、委員会でそういう場合の対応をどうするかを協議するというようなスキームというのもあり得るのではないのか。一律に報告書をこういうふうにしてもらうということではなくてですね。

それから、仮に今お示したスキームでいくというふうになったときには、示された案1、案2、案3とありますが、まず、私は前回、チェックリストがあるのだから、それとどうなるのよという話をしましたけれども、チェックリストではちょっと中身に入り過ぎてしまうということで、それを基にということとはちょっと無理だということは、書いてある資料を読んで分かりました。それで、この案1、案2、案3ですが、案1は、ちょっと手取り足取りという感じを受けます。より簡単な案2の方がいいのですけれども、案2もやはりそういう感じがする。むしろ逆に、案3の方が縦横合わないということも含めて報告をするということになっていますので、もしやるとすれば案3だろうと思いますが、先ほど申しましたように、こういうような全てに何か報告を求めるというやり方でなくていいのではないのかなあというのを受けます。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【井筒参事官】 前回お示ししておりましたが、今、牧之内委員から御指摘ありましたように2つのアプローチの方法があるということで、選管と会計責任者の関係を使うものと、それから、今回「新たな」ということで出ております、委員会に対して報告を上げてもらって、委員会からということで、これにつきまして、今、御質問が2点ありましたが、前回出された御意見の中で、新たな基準のようなもの、この名称についても御指摘があっ

たわけですが、この基準と既存のチェックリストの関係がなかなか難しいのではないかと
いうことで、この線であれば形式的にいいですよというようなラインを政治団体に対して
示すということはなかなか難しいのかなあとというところがありまして、あくまで選管から
委員会に対する報告の目安というふうにするのが適当ではないかというのが1点と、あと、
選管の実務というのが何か所か出てまいりましたが、この実務、政治資金監査報告書につ
いて確認の事務がなされているのかというのは、我々も説明会の際などに幾つかの選管に
伺ってはおりますが、それだけでも結構ばらつきが実のところございまして、どの程度、
選管さんに事務をお願いして大丈夫なものかどうか。それから、選管というのは言わば行
政側でございますが、そこを通じて政治団体に行くときにあまりばらつきがあってはいけ
ないのではないかとというような点を考えまして、前回の委員会では、委員御指摘のとおり、
ある意味、フラットに、論理的に考えられます2つの方法を念頭にお示しをしておたわ
けですが、今回は、現行の選管でやっていただいております確認や指導につきましては、
説明の中でも触れましたように、引き続き行っていただく。それを何もやめろというよう
なことでは全くございませんが、そこにばらつきがあるという現状も分かっておりますの
で、新たにやる際には委員会に情報を集めていただこうと。

それから、お答えの順番が逆になりましたが、アンケートの案におきまして、今回、例
年の項目と、今回特にとということで項目を設定しております中に、現行の選管における確
認事務、どの程度の審査といいますか、事務が入っていますかというのを聞いております
のは、正にその辺のばらつきの状況にある程度確認した上で、ワークする、あるいは必要
があるのであれば、何もこの委員会に報告を上げてもらうという方式に固執する必要はな
いかなあと。そういう意味での現状把握をしたいということでございまして、そこは、矛
盾するというより、現状把握をした上でやると。ただ、新たな枠組みを導入するに際して
は、47の選管任せにする、あるいは総務省任せにするのではなくて、委員会に情報を一
度集約した方がよからうと。

それから、一律に情報を上げるのではなくて、確認項目の作り方にももちろんよるわけ
でございますが、これに該当するようなものがあつた監査報告書については情報を上げて
くださいというような形にしないと、全部くれということになると、なかなか手間になる
かなあとということもございます。

以上、選管にアンケートで聞いている点はなぜかということと、選管の指導の方がよろ
しいのではないかとという点は、そちらでうまくいく場合もあるかもしれないとは思います

ものの、基準の法的位置付けとか、いきなり政治団体という外部に対して接触するというところからしますと、まずは現状把握をしてからやった方がいいのではないかという点でございます。

それから、案の1、2、3につきましては、案の1、2は、政治資金監査報告書の形式的なといいますか、記載をどの程度細かく見るかということで、委員のような御感想になるのもあり得るのではないかという感じでございます。

【上田委員長】 今、選管、選管とおっしゃいましたけど、総務省の受け付け分もあるので、総務省の政治資金課ですか、この御意向なんかは、伺っているのはあるのですか。それとも、政治資金適正化委員会独自でこういうことを何か検討されたということについて、説明をお願いいたします。

【井筒参事官】 もちろん、総務省分については、委員会事務局でもある程度参考にさせていただいたり、あと、実務をやっているということで政治資金課の方とは協議をした上で出しておりますが、総務省としましても都道府県選管全ての実情を把握しているわけではありませんので、各選管で一律にこうやってくださいというところはなかなか難しいのかなあと、これは委員会事務局の判断でございます。

【上田委員長】 今の説明について、何か御意見ありますでしょうか。この説明資料の3ページの上の図ですけれども、簡単に言うと、政治資金適正化委員会が登録政治資金監査人に対して直接指導・助言する、一つのきっかけというか、手順というか、それを枠組みという形で決めるという話なのですけれども、私の意見を最初に申し上げて申しわけないのですが、案3の方が非常にシンプルで都道府県選管の事務の負担もさほど加重にはならないと思うのですけれども、他の委員の先生方、いかがでございますか。

小見山委員。

【小見山委員】 以前から私の方で御質問させていただいておりましたが、政治資金監査報告書なるものが幾つかのパターンとして掲示されておりますが、これは、これに沿うべきだと強くお願いしまして、これから文章的にはみ出ないような、こういうような御指導もお願いした上で、その中でやはり、今、委員長おっしゃったように、案3のような形で簡単などころだけをチェックしていただける、こういうような形がまずスタートじゃないかなというふうに思います。

それから、案3では、一番下のところに、計算誤りがないことも確認しましょうということが書かれていますが、収支報告書に計算の誤りがあるところが何件かあるということ

自体、私どもはちょっと想定しておりませんでしたので、こういうのは監査以前の話でございまして、これは当然のことながら引き続きやっていただかなくてはいけないと思います。ですから、それも含めた上で、案3を私はお願いしたいということでございます。

【上田委員長】 恐れいりますが、日出委員、いかがですか。

【日出委員】 前回の委員会での話を踏まえた上で、3ページの表が作られているのかなと思っています。要するに、選管の業務は、現状のチェックはそのままということで、ある程度、報告書の中の概要とか、それから結果の中の部分について、選管の方が判断できない分について委員会の方に回して、それを委員会が必要に応じて監査人に対して指導・助言するというスキームであれば、私はこのままでいいのかなと。ただ、確認項目そのものの内容はまだこれからの議論だと思うのですけれども。

それから、報告書の案1、案2、案3ですけれども、案1と2はかなり細かいところまで入っていますし、選管の方の事務には負担を強いることになるかなと思うので、案3であれば、恐らく従来やっていた確認のチェックの範囲内だろうというふうに思っていますので、あとは、この概要、それから結果の部分についての中身に若干目を通していただいて、疑義があればそれを委員会の方に出すというふうな形になると思うので、案3が一番かなっているかなというふうに思っています。

以上です。

【上田委員長】 恐れいりますが、谷口委員。

【谷口委員】 委員長御提案のとおりで、異存はございません。

【上田委員長】 じゃあ、牧之内委員。

【牧之内委員】 先ほどのアンケートとの関係は分かりました。

それで、さっきのスキームですけれども、今後、委員長からの通知等を考えていかなきゃいけないと思うのですが、このスキームですと、選管等の会計責任者に対する訂正の請求が入ってないので、全てこの委員会に持ち上げてきてくれというような誤解を招く恐れもありますので、総務省、選挙管理委員会から会計責任者への訂正の請求、そして、その訂正の請求をしたかどうかということを政治資金適正化委員会に報告してもらうというようなものをこの中に追加したらどうかと思いますので、御検討をお願いします。ちょっと難しいのかどうか、今、御検討いただければと思います。

以上です。

【上田委員長】 政治資金課から会計責任者に対して、まずアプローチをかけるという

ことですか。

【牧之内委員】 提出を受けた選挙管理委員会が会計責任者を通じて、この監査報告書のここはこういう形式的な誤りがありますよねということを伝えてもらうということですね。

【上田委員長】 そうすると、2つの線を引くというわけですね。

【牧之内委員】 そうそうそう。今でもやっているところもあると思うのですけれども、それも当然可能ですよということを明らかにしてもらおう。そしてその場合には、適正化委員会への報告の中に、確認項目に該当する報告というものはこういうものがありましたと。それに対して、選管として、受理機関として、どんな対応をとりましたかと。何も対応しなかったのか、どうかしたのかということとあわせて報告がもらえるようにしておけばいいのではないかとということですが、いかがですか。

【上田委員長】 政治資金課長、お願いします。

【平川政治資金課長】 総務省及び都道府県が行っております形式審査ということについて、ちょっと御説明させていただきたいと思います。当然、収支報告書、それから監査報告書も含めて、形式的な審査を行います。ただ、形式的審査というものをを行う過程でございしますが、最終的には、条文がございまして、訂正・説明を求めて命令をかけるということができることになっておりますが、命令をかけたことというのは一度もございません。実際の動かし方でございしますが、当然、提出期限までに持ってきていただけますれば、その時点で、こういうところは合っていないので直していただけませんかというような、命令とか、そういう公権的な形ではなくて、お話し合いの中で、当然、間違っていれば、そのまま報告されてしまいまして、政治団体自体が恥をかくといえますか、非常に不都合なことになりますので、お直しいただけることもございます。その時点でネゴシエーション的に訂正命令自体を運用させておりまして、実際問題として、直さないとか、面倒くさいとか、いろいろな対応があるわけです。政治団体の会計責任者を通じて、さらにいわゆる監査報告人ということになりますと、その方々のルートというのもまた非常に複雑な形になっておりまして、そういう面で、実態といたしまして、やっていることが、こういうこともやっています、一生懸命やっていますということと、報告という形で、じゃあそのやり方はどこまで正式にやっているのかと言われますと、非常に選管としては厳しいものがございしますので、やるということについては全然問題ないのですけれども、それが、お願いベースなのか、それとも命令ベースなのかといった場合には、はっきり言いまして命令ベ

ースは1件もございませんので、その辺のところはちょっと御理解いただければというふうに思います。

【牧之内委員】 それは分かります。今、具体のやりとりの中ですぐに修正できて、やりとりがあったかないかも分からないような形になるという部分もあるでしょうし、その場合は該当項目にあったのかどうかという報告はどうなるのよということにもなるわけですね。だから、そういうことで、お互いに話をしたけれどももうまくいかなかったものだけが上がってくるのかどうかということなのですけど、後者の場合だったらこのスキームなんです。ただ、そういうものも含めて、とにかく最初の報告書にこういうような誤り等がありましたというもので含めて我々の方にいただけるということであれば、それに対してどういう対応をとられたのかということの事実の報告もあわせていただいた方が、何かと委員会の方も判断等はしやすいのではないかと。もちろん、命令をするという、そういうようなニュアンスは出しちゃいけないということは前提であります。御検討ください。

【上田委員長】 では、本議題につきましては、各委員の皆様からいろんな意見をお伺いしましたけれども、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」を作成する中で、当委員会としての意見を取りまとめてまいりたいと思います。ただいまの政治資金課長の御説明並びに牧之内委員の御発言も、取りまとめの過程で検討していきたいと思っております。

それでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、第1の議題といたしまして、「業務制限の範囲について」の説明を事務局をお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料Bによりまして、御説明をさせていただきます。

1ページ、これまでの議論でございますが、国民の信頼性を保つために拡大を前向きに検討するという考え方と、一方、対照的に外形的・定型的に行われるものであるという政治資金監査業務の性格から、職業的専門家であれば外部性は損なわれないという考え方、もう1つの視点としまして政党助成法における業務制限との関係が出されておりました、前回の委員会では、事例につきまして、政党助成法の監査の考え方を当てはめました場合に、業務制限の対象となり得るか否かの観点から3つに分類をして、御議論をいただきました。その結果、おおむね政党助成法の監査と政治資金監査の業務の性格が違うことを考

慮いたしまして、政党助成法の業務制限の範囲を言わば外延として整理すればよいのではないかという考え方になってきたのではないかと考えているところでございますが、今回の資料では、2ページからの(1)、当てはめた場合に業務制限の対象となり得るもの、それから、4ページからの(2)、業務制限の考え方が当てはまらないものの、2つの類型について掲載をしております。

2ページの(1)でございますが、aとしまして過去1年以内に国会議員関係政治団体の代表者等であった者に依頼する場合がございますが、3ページ冒頭の米印のところがございますように、自分で作ったものを自分で監査するという点については適当ではないということで、既にマニュアルで示しているところがございます。この点、これまで過去1年以内ということで議論が進んできたわけでございますが、子細に見ますと、委員限り資料B別紙、条文が幾つか挙がっている資料でございますが、そちらの1ページ、(1)のアでございますように、政党助成法で引いております公認会計士の方の規定では、「財務書類に係る会計期間の開始の日からその終了後三月」というふうに、1年というのを、ざっくりではなく、細かく規定をしているところがございます。

それから、bでございますが、同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者に依頼するという場合につきましては、資料にもございますように、現在、4回目の監査が終わって公表待ちという状況で、時期尚早というニュアンスの御意見が多かったというふうに認識をしております。

cの国会議員に依頼する場合につきましては、公認会計士の規定ではなくて、政党助成法施行規則の方で独自に規定をしておるものがございますが、これまで特段の御意見はなかったところがございます。

それから、dとしまして国会議員の確定申告を担当している登録政治資金監査人に依頼する場合につきましては、3ページから4ページにかけてございますように、賛否それぞれの立場から御意見が出されているところがございます。1点、これも子細に見ますと、委員限り資料B別紙の条文の2ページにありますように、ウ、エ、オ、カという類型で着眼点が若干違っておりまして、政党助成の方では政党に着目して規制することになりますので、エ、オ、カのように団体との利害関係にある者に規制をかけることが出発点になっておりまして、その延長上にウで、団体の役員、国会議員関係政治団体に引き直しますと国会議員関係政治団体の役員等に1号団体の代表者になっている国会議員が該当するという点で、dを政党助成法の業務制限の考え方に当てはめた場合に規制の対象となり得る

ものというふうに整理をしているところでございますが、1号団体、2号団体といったことを細かく言いますと、2号団体にとってのdの業務制限は言わば政党助成法の範囲を超えている部分があるということでございます。

続いて、(2)のeとfでございますが、これにつきましては、どちらにつきましても賛否それぞれの立場から御意見が出されているというところでございます。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

じゃあ、政党助成法の監査をやっている公認会計士さんがいますので、小見山先生の方から。

【小見山委員】 私としましては、前回もお話ししましたように、あくまでも支出のチェックを行う政治資金監査人の利害関係というのは非常に狭くていいのではないかなという思いと、もう一つ、国民から見たときに、常識的に見たときに、これはおかしいのではないかなというような、この両点がスタートの始点となってくると思っております。前回、皆様でお話をいただきましたように、政党助成法の業務制限というものを一つの参考にすることに対しては、大賛成でございます。このところで、今日御指摘ございましたように、1号団体と2号団体によって考え方が違ってくるという点を御指摘いただきまして、2号団体ではちょっと別の扱いになってきてしまうのではないかなということもございまして、この点については皆様の御意見をお伺いするべきだというふうに思いますが、私は、1号団体でも2号団体でもある程度同じように扱っていくような形でスタートしてはいかがかなというふうに思っております。

以上です。

【上田委員長】 日出委員、いかがでございますか。

【日出委員】 これは、意見としては前回と同じなんですけれども、業務そのものの内容が違うということもありますし、それから、政党助成法の監査の質というか、監査の範囲とか、そういったものと今回の政治資金の監査の質そのものが大分違うのではないかなというのが前提にあるので、確かに一般の方々から見れば確定申告をしている監査人がその国会議員の監査を行うこと自体はちょっと違和感があるかなと思うのですが、これは24年度の委員会の中でも大分議論されているとは思いますが、そういった面での、その枠の中に入れなくてもいいのではないかなというふうな方に、私自身は意見を持ってい

ます。ただ、これは適正化委員会全体の方向性の問題でもありますので、そこは、よく皆さんの御意見を聞いた上で、もう一度判断したいと思います。

【上田委員長】 確定申告をするのは税理士業務ですから、税理士さんの代表者にちょっとお伺いしたのですけど。

【日出委員】 恐らく、税理士が自分から監査をやりたいというのではなく、国会議員の方から依頼されるケースが非常に多いはずなので、事実そのような話は聞いていますけれども、ただ、その数がどのぐらいあるのか、全くつかんでいませんし、分からないんですね、私らとしても。だから、この業務にどれほどの支障が出るかというふうなことについてはちょっと計っていくことができないし、仮に今回、業務制限といった方向になった場合には、我々としては、なぜこうなったのかという説明もなかなか難しいなというふうに思っているのが実際です。

【上田委員長】 政治資金監査報告書は公になりますね。そうすると、監査人はどなたかというのは分かりますね。確定申告書というのは、私の理解では、税務署に守秘義務がかかっている、誰も見られない……。

【日出委員】 分かりません。

【上田委員長】 分かりやすいですね。どういう先生が確定申告で関与されたか、分からないと思います。

【日出委員】 それ分かるようでは、ちょっとおかしい話なので。

【上田委員長】 だから、それで国民の皆さんが疑問に思っていることはあまりないような気がするのですけど、どうなんでしょうかね。

【牧之内委員】 だけど、それはマスコミで何件か出ているわけでしょう。

【井筒参事官】 過去の報道でそういう御指摘は……。

【牧之内委員】 それも、どうやって分かったのか、分からないから。

【日出委員】 直接聞くしかないですね。聞いて、答えた人が取り上げられている。

【上田委員長】 小見山先生、どうぞ。

【小見山委員】 そもそも支出のチェックだけするわけですから、事実、出ていったか、出ていないかだけの判断でございまして、その使用について政治資金監査人が意見を述べる、そういう制度ではないわけですね。したがって、私は当初から業務制限は幅が狭くていいと思っておりましたので、今、日出先生がおっしゃったように、確定申告について作成した税理士の先生が関与しても、私はいいと思ってはいるのです。ただ、片や、その後、

新聞報道、いろんなことを聞いておられますと、国民の方たちというのはそういうふうな発想で物を見ていらっしゃる方が多いとなると、どこまで線を引くのだということになってきたときに、非常につらい状況がこちらの方にかぶってくるわけですね。そうしましたときに、前回お話しいただきました政党助成法の業務制限というのが、一つ例として出てきたわけです。ただこれは、公認会計士の監査ですから、広いのですね。ですから、その辺がどういうところで落しどころをつけるかということになってくると思うのです。そうすると、例えば一つの例を挙げたときの確定申告というものについて、これは平気だと言ったとしても、それはどうして平気なのですかとの質問に説明をする必要が出てくる可能性があるものですから、そこで私は、こちらの委員会としてどこかで線引きをしなくてはいけなくなると、既存の制度というものを適用するのが一番よろしいのかなという意図で発言させていただきました。ですから、もともとそういうものではなく、政治資金監査というものはただ支出があった事実だけを見るのだということになれば、本当に狭くなってきて、実際に士業の方たちが責任持っておやりになるので、作った本人ではちょっとまずいですが、兄弟であろうが、他の方たちでもよろしいのではないかなと私は思う次第でございますが、ただ、国民の目から見たときにちょっとそれはあまりにも行き過ぎではないですかというところで、線引きをどこに置くかということになってくるのではないかと思います。

【上田委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 私は、小見山委員がおっしゃった2つの観点で言うと、比較的後者の方に力点を置いてこれまで議論をしてきたわけですが、もうそろそろ、小田原評定ではなくして、結論を出すべき時点に来ていると思います。そういう意味では、委員間で異論がないものからまずは実現していくということの方がより重要であると思います。

そこで、一般論として、業務制限をかけるべきか、かけるべきでないかという2つの類型に分けるのではなくて、第三の категорияとして引き続き当委員会として注視をしているという項目を作っていただければどうか。例えば確定申告の話も、議論としてはこうだけれども実態としてはそうではないというところもあって、当委員会としては引き続き注視をしているという category で処理することによって、まずはできるものからどんどん前出しをしていくという考え方があっていいのではないのでしょうか。

きょうの a から e の 5 類型で言うと、a などにはもう既に実現の方向でコンセンサスができていますし、e も実現できないだろうか。ただ、これはまだ御議論があるかも

しれません。それから、cについては、異論があるというのか、ないというのか、一通り意見を伺ってという形というふうに思います。

【上田委員長】 牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】 谷口委員の考え方も新しいお考えとしてあると思います。また、合意ができなければ残していかざるを得ないわけですので、そういう範疇もあると思いますが、問題になっているのはdですかね。今、大体議論になっているのは。これ、小見山委員が言われたように、外す理由を積極的に、これはもう外していいんだよという理由が監査の質というところだけにあるとすれば、他のものもそういうことで、小見山委員が最初に言われたように非常に狭くていいのだと、新たな検討なんかほとんど要らないというようなことにもなっていくわけですので、質以外の理由として外す理由があると、こういうことでも外していいのだということならば、こちらの方として積極的にそういう打ち出していけるものがあるのならば、あえて入れる必要はないと思いますが、ちょっとそこは難しいのかなあと思うものですから。それと、一番分かりやすいこれ。国民というか、一般の人たちに、確定申告をしているところと同じ人がやっているよというのは、そんなのいいのというのが非常に分かりやすいものですので、私は、広げるのであれば、これも入れていくべきだろうというふうに思っています。議論があるのであれば置いておくということになりますけれども、置いておいて新しい事態が出てくるのかどうかということですね。何か問題が出てきたらって言うけど、問題は恐らく出てこないだろうと思うのですが。

【上田委員長】 マスコミとか新聞報道なんかから言うと、おかしいのではないかとという記事にしているんですね。これは世の中の流れなのですが、「李下に冠を正さず」そのものなんですね。別にスモモを取った覚えはないのに、取った、取ったって、世間から疑われるみたいなもので。そういう類いの話ですから、税理士さんの方に影響するのですが、確定申告をしている税理士さんが辞退してもらえれば一番いいのですが。

日出委員。

【日出委員】 大体そういう方向になるだろうなとは思っているのですが、ただ、税理士会というか、数多く輩出している団体の方からいいますと、なぜ最初からそういう話をしなかったかと、反発される可能性はいっぱいあります。それから、今、実態は把握されておられませんけれども、我々も、登録者が3,300人ぐらいいますので、そういった方々にこういった形で今後は駄目ですよということを言うにはかなりの時間が掛かるかなあというふうに思っているのですが、もしそういった方向なのであれば、先ほど谷口先生が言った、

注視していただいている、適用の時期というか、これを出す時期を、少し時間をいただければ、非常にありがたいかなと思っています。私自身も監査人をやるときには確定申告はするつもりはありませんし、もしその先生の確定申告をやっていた場合は監査をするつもりはないのですが、これは、先ほど言いましたが、国会議員さんの方から要請されている方が多いはずなので、今までの政治資金の監査制度の中でそれについては利害関係だというふうな格好で表明されてなかったのが、当然いいというふうな受けとめ方をしてやっているのが現実なんですね。ですから、それを直していくにもやはり時間が掛かるということだけ、ちょっと御理解いただければなあと思っています。

【上田委員長】 その時間の点も、例えば、来年から駄目ということはなかなか難しいので、3年後、5年後からは駄目という、こういう形に持っていけないですか。そうすると、谷口委員の御発言の趣旨にも沿うような、かなうような気がするのですが、来年から、あるいは再来年から駄目というのも、なかなか難しいと思うのです。

【谷口委員】 私は、確定申告に関しては、何が何でも業務制限を掛けるとは、これまでも言っていなかったのです。ただ、私が恐れているのは、ここでdについては業務制限を掛けないことにしたという結論にされてしまうと、それによって、それはお構いなしという誤解を与えてしまうことです。法的には問題ないのだけれども、政治的というか、国民の理解という観点からすると、あまり褒められた話ではないというニュアンスを、当委員会としてどういうふうにシグナルを送るかという意味で、引き続き注視をするというのか、継続審議としてはどうか、という意味です。少なくとも裏から公認を与えたととられないような体裁を整えることが重要だという趣旨で先ほど御提案申し上げました。

【小見山委員】 実はこれ、確定申告だけではなくて、政治家の方たちが御自身の法人も関係してくるのです。身内の方の名前を出していても、本人がやっているような法人がある。それに関与している税理士の先生や会計士の方も多いものですから、この問題は、個人の確定申告だけにかかわらず、範囲は逆に言うとかかなり広がってくると思います。私はちょっと懸念しております……。

【日出委員】 政党助成法の場合ですね。

【小見山委員】 ですから、今回のケースでいろんな議論をするときに、個人の確定申告だけに限るのかどうかということも議論しておかないと、次にまたそのことの議論をしなくてはならない時期が出てくるのではないかなと、懸念いたします。

【日出委員】 細かい問題でありますけど、じゃあ国会議員の奥さんの確定申告はいい

のか、税理士法人が国会議員の確定申告をやっている場合はいいのか、税理士法人の代表社員が個人として政治資金に関係のある国会議員の団体の監査をしていいのかどうか、ちょっといろいろパターンがあるので、それを1個1個確認していかないと、これは出せないかなと思うのです。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 いずれこれは法令を変えないと駄目なんですよね、出しても。だから、細かいところを全て委員会で決めて、こうするべきだというふうに出すのは、ちょっと行き過ぎの面もあるのではないかと思います。だから、合意が得られたのはこういうことだよと。引き続き検討というのも、こういう意見、こういう意見が、これに対してはこうすべきじゃないかという意見があったとか、そういうまとめ方。今、谷口先生が言われたような、ゴーサインを出したのではないのだよと。問題はあるのだけど、ちょっと規制というところまではまだ踏み込みにくいよねというようなことで、そういう意見があったとか、方法としてはいろいろなニュアンスの書き方はあると思いますけれども。

【小見山委員】 それで、引き続き検討と。

【牧之内委員】 引き続き検討なのかな、それが。

【上田委員長】 参事官、お願いします。

【井筒参事官】 ちょっと補足を何点か。

谷口委員の御指摘の中に出ておりました、cとおっしゃったかと思うのですが、国会議員ということであれば、我々の調べですと、現時点で2名ほど、数字自体はもっと増えるかもしれませんが、国会議員で登録政治資金監査人という方がおられます。

それから、牧之内委員がおっしゃった、今後、法令の改正云々ということは、これは内容についてこういうものが適当だということを御議論あるいはお決めいただいて、今度、それをどういうふうを実現するかというのはまたちょっと細かな法令の検討になりますので、それは言わば次の段階かなあというふうに思います。

それから、引き続き検討、もともと1期目取りまとめで引き続き検討を受けて出てきたものなので、できるだけ結論を出すと。一方で、谷口委員おっしゃったように、反対解釈して変なふうに取りられないようにということは、御指摘のとおりかなと思います。

【平川政治資金課長】 一つ補足させていただきます。

【上田委員長】 政治資金課長。

【平川政治資金課長】 省令ということになりますと、私どもの方に役割が回ってくる

ということですので、一言だけしゃべらせていただければと思いますが、現行法でいきますと、監査人につきましては、代表者、会計責任者、それから、その職務を行うべき者という形で、外形上、届出事項と合っております。さらに、「その他総務省令で定める者」というのは、基本的には政治資金規正法の、配偶者というのは入っておりますけれども、社会常識として配偶者というのはある程度認識できるものかなと。それ以外につきましては大体、政党の役員も含めまして政治資金規正法の枠の中に入っている人たちが並んでいるのではないかなという感触を持っております。総務省令で定めるときにも、前の方に例示が示されてありますので、その枠の範囲の中である程度考えていくというのが、少なくとも今の考え方ではあると思います。

先ほど、とりあえず方向性と、方向性が出ないやつは総務省の方でというふうな話がありましたけれども、こういった問題は、我々としては多分、今ある方向性というのは、狭いでしょうが、現行の法から見ると非常に導きやすい結論だったと思いますので、それを拡張するということになれば、やはり適正化委員会の方できちんと御議論いただきまして、こういう理由でというふうに言うていただかないと、省令の方で我々が、適正化委員会はこの案でしたと。そこまでは行きましたと。さらにここは検討しろと言われましたから、ということで検討をして、やりますという方向になるのはなかなか難しいなというふうな感じを持っております。特に、確定申告も含めまして、要は政治資金制度の中から出てこないいろんなものにつきましては、実際どうやって確認するかとか、そういうふうなことを言われますと、我々としてはなかなか、省令で書いてしまって、いろんな方々からそういうふうな意見を言われたりすると、ちょっときつところがございますので、方向性はお示しいただいた方がいいのではないかとというふうに思っております。

【上田委員長】 参事官。

【井筒参事官】 1点、補足というか、どういう手法で外部に委員会の決定を実現していくかという点に関しまして、確定申告のdのケースにつきましては、実は、机の上に今回の議題（1）関係というような附箋を付けた上で、Q&Aで出しております。内容としては、確定申告を受託している税理士による政治資金監査を含めた業務制限の部分ですが、これについて現行は差し支えありませんというふうになっておりますので、例えば、これのQ&Aの内容を多少改訂するかといった手法もありうるのではないかとというように思います。他の関連のQ&Aも載っておりますが。

【上田委員長】 今、議論になっている議題の中では、この確定申告の部分が一番……。

【小見山委員】 6 ページですよね。

【日出委員】 うん、6 ページの II-5 というやつ。

【井筒参事官】 はい、6 ページの II-5 です。

【小見山委員】 一番下のところですね。

【上田委員長】 一番悩ましい話題なんですかね、きょうの議論の中では。

【日出委員】 うちの団体は特別ですけど。

【牧之内委員】 そうですね。

【上田委員長】 将来を見据えた場合にずっとこのままでいかどうかと考えると、国民の目線から見ると、やっぱりおかしいなという、そういう考え方がずっと続いてくと思うんですね。だから、委員会としても、おかしいと思わないのかといえば、おかしいということは思っています。じゃあ、どうすればいいかということで、この際、意見としてまとめちゃうか、それとも、引き続き検討というか、注視していく事柄であるということに終わらせちゃうかという話になる。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 どういう形で2 期に渡る委員会の検討結果というのを出すのかということにもよると思うのですけれども、建議というような形になると非常に重たいものがありますが、これは、中身もあまり細かなくて、かなり大きなものである必要はあるだろうし、大方の国民の納得がいけるようなものでないと重みもないでしょうから、そうすると建議まで至るようなものというのはあるのかなあと。業務制限というのは分かりやすいから何となく重みがありそうですけれども、実質、小見山先生が言われているように、質の問題とかいうことであれば、本当はどっちでもいいような話でもあるわけですよ、世間の目だけの話なので。そういうことからすると、今、政治資金課長から、これを出したら事務局あるいは総務省の方が法令改正の責務を負ってというふうに捉えられると、こちらもなかなか出せなくなるし、だから、世間一般に対して委員会としてはこんな考えでしたよということを公にするというような位置付けでいいのではないかなと、私は思っていたのですけれども。だから、今のような理解でいくと、本当に可能かどうかをぎりぎりやって、できるものだけしか物が言えないみたいな形になってくるのですけれども、そこはどうですかね。

【上田委員長】 事務局長。

【山崎事務局長】 次回第4回は正にそこを御議論いただくところでございますので、

業務制限に関してはこれまでも随分と御意見を出していただいて、おおむねそれぞれの先生方の御意見をいただいたところでございまして、3ページのcの国会議員の話だけ、これは特段御意見をいただいていると、こういう状況なので、この後少し御意見を賜ればと思いますが、これ以外はほとんど御意見賜りましたので、そのまとめ方につきましては次回御提示するというので、よろしくお願ひしたいと思っております。

【上田委員長】 今、御指摘いただきましたが、cの国会議員に依頼する、これはいかがでございますか。

実際に2件あるのですか。

【井筒参事官】 お二人、登録政治資金監査人となっております。

【上田委員長】 実際に活動しているかどうか、分からない？

【井筒参事官】 そこは分かりませんが、説明会に出てきていただいているような先生もごございますので、登録政治資金監査人としての活動はされている。実際の監査報告書の方は、我々を見る制度になっておりませんので、そこまではちょっと分かりかねますが。

【上田委員長】 マスコミなどが話題にしたわけではないのですね。

牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】 政党助成の場合、国会議員が政党の一員だということで関連性が深いということがその背景にあるのではないかと思います。業として税理士や公認会計士をされている国会議員の方が、他の議員の、あるいは他の国会関係団体の監査をするというのは何ら支障ないのではないかと、私は思いますけれども。

【日出委員】 実態的には頼まないでしょう。

【牧之内委員】 頼まれませんか。

【上田委員長】 私は、かえって厳正に監査してくれるのではないかと。

これは、委員全員の意見で、特に問題となるべき点は見当たらなかった。

【谷口委員】 これは、一にも二にも、国会議員には他にやるべきことがあるでしょうと。ただ、それゆえに業務制限をかけるというのも何かおかしい気もいたしますし、だからといって、いいと言うのも良心のとがめがございますので、取扱いは事務局に御検討いただければ。

【日出委員】 これは、意見はまだ言っていませんけど、さっきの税理士の話じゃないですけど、「李下に冠を正さず」の方からいけば、おかしい話だと、私は思っています。

【上田委員長】 冠がちょっと大き過ぎるんですね。じゃあ今の意見は、登録政治資金

監査人は、国会議員在任中は駄目だという考えですよ。おかしいと言われるのは、国会議員在任期間中は登録政治資金監査人の業務はしない方がよいのではないかと。

【山崎事務局長】 いろいろな御意見があるところは、また少し整理をさせていただければと思います。

【上田委員長】 じゃあ、よろしいですか。

【山崎事務局長】 はい、ありがとうございます。

【上田委員長】 本議題につきましては、各委員から多様な意見が出されましたが、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」を作成する中で当委員会としての意見を取りまとめたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、第2の議題といたしまして、「金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法について」の説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料Cと資料の別紙をお願いいたします。

1 ページですが、金銭以外のものによる収入又は支出があった場合に、実際に現金の動きを伴わない収支を計上するという会計上の処理につきまして、「分かりにくく煩雑であり」というような指摘がございまして、政治団体の事務負担の軽減という観点から議論をしてみました。

2 ページにまいりまして、この点に関連する論点としまして①から⑥まであるわけですが、③から⑥につきましては一定のものにつきまして簡易な記載を認めてきていところで、それ以外のものについては特段の検討は不要ではないかということで、おおむね結論を得ております。本日の論点としましては、①、②に絞って資料を作成しております。実際に現金の動きを伴わない収支を計上する際の事務上の負担を軽減する方策の一つとしまして、記載欄を現金の動きを伴うかどうかで分けるということが考えられるわけがございまして、2 ページ中ほどのポツのところがございますように、寄附の量的制限など、分けた記載欄をまた合計して見る必要がある場合に把握しづらくなるといった課題や、欄を分けて様式を変更すること、それ自体の負担、煩雑さという点について、既に、理論的にといたしますか、理屈としては指摘をされております。

今回の資料では加えて、3 ページの検討に当たっての留意事項としまして、公職選挙法との関係についても1点記載をしておりますが、これらの言わば抽象的な課題につきまして、資料C別紙、これは様式例でございまして、こちらでお示しをしております、これは

具体的な様式のあくまで一例でございますが、こちらを参照して御議論いただきたいというところでございます。

この資料C別紙の様式の例の考え方としましては、例えば1ページ、一番表の収支の状況のところでございますと、本文資料Cの3ページ中ほどから説明をしておりますが、収支の総括表であれば、現行は上の欄でございますように単に収入総額となっておりますところを、金銭による収入と金銭以外による収入というふうに欄を分けまして、さらに、法律上の要請もございますので、もう一度、合計の収入総額の欄を設けるという形で、項目別に、金銭によるものを記載する欄と、金銭以外によるものを記載する欄に分けまして、さらに、それらの合計を記載する欄を追加するというようなことでございます。

本文資料の3ページから4ページにかけましては、同様の記載欄の作り方の考え方でございますが、4ページからは課題を列挙するようなことになっておりますが、寄附の量的制限などの把握しづらさのほかに、官報におきます様式公表やオンラインなど、システム、ソフトの変更の負担、それから、5ページにまいりまして、一番長く記載しておりますのは、簡易な記載を認めていない前払あるいは後払式証票との関係、あるいは、簡易な記載、それ自体の法的位置付け、さらに、50年改正以降との連続性などでございまして、最後のポツのところ、もともとの出発点でございました事務負担の軽減ということが様式の変更でかえって問題となるのかどうかという点を確認的に記載させていただいております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

【牧之内委員】 それじゃあ、ちょっと時間を節約するために。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 いろいろ新しい改正様式なども細かに作っていただきまして、ありがとうございました。ただ、いわゆる後払・前払のものはいずれ、いつかの時点で、あるいは過去において、金銭の支払を伴っているものであり、全く金銭を伴わないものとは区分ができるものでありますし、そして、これまでの委員会でも前者については簡易な記載方法等も認めてもらって、これまでの取扱いでいいのではないかということで、全く金銭の出入りを伴わない収入・支出について別立てで考えるということとはできないのかということが問題の発端ですから、となると、収入において問題になるのは寄附だけですよね。ほかに何かありますか。要するに、いずれの時点においても金銭の出入りを伴わない収入

というと、寄附だけらしいですね。それから、支出においても、総額等が関係してくるのは政治団体への寄附ですね。あとは、額がどうのこうのというのは関係ないわけですから。だから、物をもらいました、人に手伝ってもらいました、あるいは今度は逆に、物をやりました、人を派遣しましたという、この2つがちゃんと把握できれば、それで済むわけですよ。

今、ここに検討案として出されているものは、後払・前払のものも含めて金銭を伴わないものを、様式の「その7の2」とか、こういう形で全て把握しようと、あるいは記載してくださいという前提でできているので、そうすると、これは複雑になってなかなか対応のしようがないという結論になっていくわけですが、そうじゃなくて、全く金銭の伴わないものだけを別葉で記載をしてもらおうということをもう一回、私は検討してもらいたいなと思うんですけども。

まず、金銭を伴わない収入というものが実際の収支報告書なりにどの程度あるのかということをも是非知りたいんですね。ごく僅かではないのかなと思うのですが。あるいは、その支出も。現在ごく例外的なものを全て加重な負担をかけるような様式に改めるというのはできない話ですけども、そうじゃない方法があるのではないかなということと、実際は入ってこない収入、金銭を伴わないものによって、それが常識的に分かりにくいということ、それから、二重計上をさせていくような考え方をあくまでも取っていく、あるいは収支相……、収支何て言いましたっけ？

【井筒参事官】 収支両建てとっております。

【牧之内委員】 収支両建てですね。実際にはない支出を計上しないといけないとかいうような、何か常識と反するような形のをあえてさせて、そして、実際の政治資金の額が見かけの上で増えてしまう、支出も増えてしまう、そういうようなのが何とかできないのかなあというのが基本的な考えなのですけども、もう一回言いますが、対応すべきなのは、全く金銭を伴わない収入・支出のみを特別に考えて、対応を考えてみるということをもう一回検討していただけないでしょうかということです。

【上田委員長】 今、牧之内委員からお話がありましたけど、実態としては、どのぐらいの規模と申しますか、金銭で見積もった場合、どのぐらいの金額のものが行われているんですか。

【井筒参事官】 幾つかの政治団体において、全体の実態把握をするすべはもちろん権限を含めてございませんので、収支報告書をめくって探してみるということで見つ

たところ、なかなか出てこないのですごく大変だということではなく、例えば事務所の無償提供のような項目は政治団体の収支報告書の中に見つけることができましたということで、それは実態の中でどれぐらいか、牧之内委員がおっしゃられた、ごくごくレアなケースなのかどうなのか、ちょっとそこまでは全部を見ているわけではないので承知できませんが、事務所の無償提供などは幾つか、見てみると出てくるというような状況でございます。

それから、ついだというところで恐縮ですが、牧之内委員の御意見は、我々も別紙でお示ししておりますのは様式の一つの例ということで、何もここまできちきちとということでは言われているかとは思いますが、一方で、寄附の量的制限がかかる項目はここだというふうに法令をちゃんと把握している方が見れば、ここはなくていいのだ、ここはあって当然なのだということになりませうけれども、そうでないような場合には何でここだけ金銭を伴わないのを書く欄があるのかということにもなりますので、そこはどの程度の濃淡を付けて様式を作るかということですが、法的規制に関わる場所だけ付けるというのはかえって誤解を招いたりする点もあるのかなあと考えております。そういう意味では、一つの考え方として、金銭を伴わないものがあり得る項目を全部分けるとこんなふうになるということでございます。それは作り方で当然メリット・デメリットが出てくるのではないかとことです。

【牧之内委員】 事務所の無償提供を受けているというのも、それは寄附でしょう。

【井筒参事官】 寄附になります。

【牧之内委員】 当然、収入としては。だから、ここにある収入を細かくずーっと、金銭を伴わない収入が全てあるような形を取る必要は全然ないですよ。これはみんな寄附ですよ。

それから、支出の方は、いわゆる改正様式の「その13」の、これを全部書かなくても、金銭を伴うものに上記の項目を入れて書いてくださいということだけ書いておけば済む話だし、仮にこういうものを使ったとしても、上を入れれば、当然、下の計算もトータルもできるし、非常に複雑そうだけれども、入れるところはほんの数カ所だから、言われるように……。

【井筒参事官】 ですから、全体像を分かっている人間から見ると、おっしゃることはよく分かる。全体像を理解させるためにもなかなか難しい点があるのではないかとということで、おっしゃるような考え方が、あり得るのを否定しているわけではございません。

【牧之内委員】 他の委員の皆さんにお聞きしたいのですけれども、この収支報告書を見ても、恐らく、これが金銭を伴わないものだったというのはなかなか分からないと思うのです、書く方も。7号様式の「その7」の寄附のところに、これは適用に書くようになっていますよね。適用も非常に……。

【井筒参事官】 言わば欄外に書くというイメージですね。

【牧之内委員】 欄外に書かなければいかんわけですよ。全体のところは適用のところで見分けるのだけど、寄附の内訳を書くときにはもう何が何だか分からないということにもなるわけですよ。作る方も、書く方も、全くこれは、問題にならない限り、無視しても済んでしまうような話に結局はなってしまうのではないのかと。

私だけ話をしまして、時間がありますので、もうちょっと事務局とまた議論をさせてもらえればと思います。

【上田委員長】 今の牧之内委員の基本的な御発想は、金銭を伴わない支出は全然別項目でまとめちゃったらいいのではないかという御趣旨ですか。

【牧之内委員】 分かりやすくするために、みんな溶け込んでいますから、書かなければ書かないでも、書いてないなということもほとんど分からないし、作る方も意識しないで済んでしまうと。それを分けることによって、意識がまず生まれるでしょうと。

【上田委員長】 じゃあ、金額表示も要らないということ？

【牧之内委員】 金額表示は当然要るんですよ。

【上田委員長】 金額表示は要るけれども……。

【牧之内委員】 金額表示がないと、それは寄附の……。

【上田委員長】 寄附の抑制にはなってくるからあれだけど。

【牧之内委員】 そうです。

【上田委員長】 金額表示は要るけど、それは収支計算の総収入・総支出のあそこには入れないという話ですか。

【牧之内委員】 それも入れるのですよ。

【上田委員長】 それも入れるのですか。

【牧之内委員】 ええ。

【上田委員長】 そうすると、やっぱり両建てで入るわけですね。

【牧之内委員】 いや、両建てという概念が要るのかどうかということなんです。要するに、金銭を伴うものだけの収支はちゃんと出しますよと。一方、寄附は、金銭を伴わ

ない寄附がここにありましたから、内訳をしたら、同じ人から金銭で幾ら、現物で幾らもらっていますから、寄附制限にひっかかるからこれはもらえないよねというようなことが分かればそれでいいわけですから、団体として収支差が今年度幾らありましたと。それが預金通帳の残額と一致していますとか、そういうものはこの世界ではそれほど重要な話ではないわけですから。要するに、誰から幾らもらっちゃいけないとか、どこに幾ら出しちゃいけないと、その世界ですから、そこが分かるようにすればいいわけで、しかも、そのところは金銭を伴わないということが非常に曖昧になっているのではないだろうかということなんですね。

【上田委員長】 事務所提供が一番大きいですかね、金額的には。

【牧之内委員】 あと、労務提供ですね。

【上田委員長】 役務の提供。

【牧之内委員】 ええ。

ちょっと、「その7」のところの寄附の様式のところを100件ぐらい見てみて、どこに書いてあるのか。

【井筒参事官】 実際の書き方ということでしょうか。

【牧之内委員】 うん、実際に金銭を伴わないものがどういう書き方で書いてあるのか。

超真面目な団体だと思いますけれども。

【井筒参事官】 いえいえ、当然、法令にのっとればそうなると思いますが。

【牧之内委員】 そうですか。

【井筒参事官】 幾つか見てみましましたので。

【牧之内委員】 幾つかというよりは、要するにトータルでどのぐらいあるのと。

【井筒参事官】 どんな書き方をしているのか。

【牧之内委員】 トータルは全部無理でしょうから、100件抽出してみたらどれぐらいその中にありましたよと、幾らだと、少しは割合も分かるし。

【上田委員長】 政治資金課長、お願いします。

【平川政治資金課長】 私も全てを見ているわけではございませんが、100件を下らない件数を見ているので、私の方から感じを説明させていただきますが、まず、収入につきましては——寄附ですね。寄附の欄のところ、金銭を伴わないものの寄附ということで、通常は労務提供か事務所の無償提供という形で入っております。今、両建てということをご指導させていただいておりますので、それについての両建ての部分につきましては、

歳出の方の政治活動費の中の寄附金その他の……。どこだったっけ？ 政治活動費の歳出の……。その他の事業費か。

【門前支出情報開示室長】 その他。

【平川政治資金課長】 その他の経費か。

【牧之内委員】 その他の……。

【平川政治資金課長】 その他の経費のところに計上するという取扱いになっています。

それから、歳出につきましては、ここはいろいろな考え方があると思うのですが、歳入がほとんどなものですから、その反射的な書き方として、歳出自体につきましても寄附・交付金のところに入れて、その中に入れるものが一番多いのは、債務の引き受けをした場合、それから、団体として事務所、同じ団体の事務所の中であって、元のところが他の団体のところに事務所を貸しているという場合ですね。それぐらいが散見されます。金銭以外のものによる歳入に対する歳出の方は、本来であれば項目別に上がってくるというのも正しいやり方、例えば事務所であれば事務所費のところにも上がってくるというあり方もあるのかもしれませんが、今は、先ほど言いましたように、歳入の方は寄附で上がってきて、それを歳出の場合はその他の経費として寄附相当分として入れます。歳入の方が数としても大変多い。多いというか、歳出と歳入とを比較した場合は歳入が多いということで、歳入でもそんなに多くないんです。本当にばらばらで、数少なく出てくるだけです。歳出はさらに少ないです。事務所を提供しているとか、債務引受というのは、本当に数件あるぐらいというような感じが実態でございます。もちろん全部見ているわけではございませんが、少なくとも1,000ぐらいは見ていますから、そういった中の感じでございます。その歳出につきましては、寄附・交付金の方に歳出が上がってきて、歳入の方は、それを打ち消すためのところはその他の収入に上がってくるという実態でございます。

【牧之内委員】 1,000件ぐらい見て、結構、数として多いですか。

【平川政治資金課長】 いえ、ですから、そんなに多くありません。

【上田委員長】 どうぞ。

【日出委員】 ちょっとお伺いしたいのですが、事務所を安く借りているといった場合に寄附が上がりますけれども、支出の方はその他の経費になっているのですか。それは、法律でなくて、何か指導で決められているのですか。

【平川政治資金課長】 今、取扱いがその他の経費の方に入っている感じになっています。

【牧之内委員】 事務所費じゃない？

【平川政治資金課長】 事務所費として上がってくる例は、ほとんどないです。

【日出委員】 会計処理をする、帳簿に書く際に、今までそういった指導をしたことなかったのだけど。

【平川政治資金課長】 そこはちょっと、実際問題、不明確といいますか、はっきり取扱いが決まってない。どちらかというところの他の経費の方で打ち消している場合が多いです。

【日出委員】 要するに、支出を伴わないものは全部そこに入れちゃえという考え方なんです。

【平川政治資金課長】 はい。

【上田委員長】 谷口委員。

【谷口委員】 私は、今回事務局からいただいた案でも従来と比べればとても分かりやすくなったと思っていたのですが、金銭を伴わない収支の扱いに関しては、この6年間で牧之内委員が最も熱心に御議論されてきたところでございまして、きょうのも、もっと分かりやすく、より簡便にできるという御意見と伺いました。そこでの一つの鍵になるのが、両建てのあり方についてもっと検討できるのではないかとということで、その点についてはまだ、今日の案の時点では検討されていないというふうに思いますので、少し事務局内でもんでいただいて、その結果やはり両建ての扱いを変えるところまで踏み込むのは難しいという結論であれば、恐らくこの案に落ち着くということになりますので、一旦引き取って御検討いただければというふうに思います。

【上田委員長】 政治資金課長。

【平川政治資金課長】 今の二本立ての議論でございますけれども、かなり経緯的なものがありまして、政治資金規正法ができたときから選挙法と対になってずっと来ていまして、当時からずっと二本立てでいっているという経緯があること。それから、国会議員関係政治団体以外の収支報告書の記載が全て二本立てで、この二本立ての方は明らかに指導しております。二本立てで書いてくれというような指導をそういう面では何十年というふうにやっているという経緯は、御承知いただければというふうに……。

【谷口委員】 それは存じていますけれども、この委員会では既に前払証票等々でそこに風穴をあける取扱いをしてきているわけですから、それを踏まえてもう一段検討できないかということ牧之内委員はおっしゃっているのだと思います。

【牧之内委員】 今、課長から話がありましたように国会議員関係政治団体だけに終わる話じゃないので非常に大きな問題になりますし、物事の考え方をかなり変えないと難しい話でもありますので、えいやでという話にはいかないと思いますが、もう一度御検討をお願いできればと。

【上田委員長】 じゃあ、各委員から多様な意見が出されましたけれども、取りまとめを作成する中で当委員会としての意見を取りまとめてまいりたいと思いますので、今日はこれでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、第3の議題の前に、その他の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の抹消登録を行おうとするときの登録抹消届出書の添付書類の取扱いについて」の説明を事務局をお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料D-1によりまして、御説明をさせていただきます。これは、現在の政治資金規正法施行規則におきましては、登録政治資金監査人の抹消登録を行おうとする際の登録抹消届出書の添付書類として戸籍抄本のみが規定されておるところでございますが、成年後見制度によりまして成年後見人等となった場合に、法定代理人が抹消の届出をするという場合には戸籍抄本ではなく成年後見登記制度に係る登記事項証明書を添付していただくのが適当ではないかということで、所管庁における対応を要請するというものでございます。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件について、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

これは、大して問題ないと思いますので、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 じゃあ、御了承いただいたということで、次に移ります。

その他の議題といたしまして、「フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧(平成25年度10月～11月分)」の説明を事務局をお願いします。

【井筒参事官】 委員限り資料Eによりまして、フォローアップ説明会参加者からの質問等につきまして、御説明をさせていただきます。

番号1でございますが、監査人に対する情報提供につきまして、ホームページでやっておりますが、それをメールにしてほしいということと、フォローアップ説明会への参加申

し込みをホームページからできるようにしてくれという質問でございます。回答としましては、現状においてアンケート等を見ますと、ホームページにおいておおむね御満足いただいているということ、また、ホームページ上、「新着情報」あるいは「登録政治資金監査人の皆様へのお知らせ」欄で確認いただければというふうに考えております。また、参加申込書のホームページからの登録につきましては、総務省全体のセキュリティーポリシー上、取り扱うことができないというふうに聞いております。

2番目でございますが、これは、寄附金控除、あるいはそれに関する事例を挙げて質問をされておりますが、御質問の方からは事実関係が明らかでないこと、あるいは事実関係自体の適否を聞いてきているような質問でございますが、政治資金監査の性格としまして政治資金の使途の妥当性を評価するものではございませんので、その旨を回答しております。

3番目は、業務の受任方法についてということでございますが、右側にありますように、テキストにおきましても合意により契約するものというふうに説明をしております。

4番目は、政治資金の収支会計ソフトを有償配布すること、あるいは一連の事務申請書類についても開発することを質問してきておりますが、現状、右側にありますように、収支報告書を作成するソフトにつきましては無料でダウンロードできます。あるいは、これ以外のソフトにつきましては、開発する予定はないというふうに承知をいたしております。

裏面にいつていただきまして、5番目は収入監査の義務化についてでございますが、これにつきましては、透明性の向上と政治活動の自由の確保ということで議論の結果、現状の外形的・定型的な監査となっていることございまして、これを仮に変更するとしますと、まずは各党各会派において御議論いただくべきという回答案にしてございます。

6番目でございますが、Q&Aなどで複数団体が1つの領収書を利用するといった場合に、領収書等にそういう情報を付記していただきたいということを書いておりまして、それに対する原本を発行者でない者が加工することはいいかという御質問でございます。これにつきましては、原本を発行者でない者が加工するといったことは適当ではございませんので、「例えば」というふうにしておりますが、原本を複写して、その上で付記をしていただくといった形で、言わば無効ということにならないように事務をやっていただく、Q&Aについても補足をしておるというところでございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

これはよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】　じゃあ、本議題については御了承いただいたということで、次に進みます。

その他の議題といたしまして、「平成24年度分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査」についての説明を事務局にお願いします。

【井筒参事官】　資料は、委員限り資料Fでございます。都道府県の選挙管理委員会に対しまして、資料Fのような調査票によりまして、アンケート調査を実施したいと考えております。内容としましては、例年通り政治資金監査報告書の記載内容について質問する欄と、それから、質の向上に関連しまして、事務担当者アンケートとしまして、収支報告書受け付けの際の確認事務の状況について質問するといったものが、主な内容となっております。

なお、総務大臣分につきましてもほぼ同様の調査を実施したいと考えており、いずれの調査につきましても、結果がまとまれば、委員会で御報告をさせていただきたいと考えております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】　今の件につきまして、御質問や御意見等がございましたら、どうぞ御発言ください。

牧之内委員、お願いします。

【牧之内委員】　昨年もやっているのですよね。

【井筒参事官】　はい。

【牧之内委員】　調査項目等で変わったところはありますか。

【井筒参事官】　ございません。

【牧之内委員】　全く一緒？

【井筒参事官】　はい。

【上田委員長】　よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】　じゃあ、本議題については、御了承いただいたということにいたします。

次は、第三の議題でございますが、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状

況」についての説明を事務局をお願いします。

【井筒参事官】 資料3、登録政治資金監査人の登録者数及び研修等ということでございます。登録者数は、一番下にごさいますて、4,359人というふうになっております。前回より68名の増加となっております。

また、研修の状況でございますが、裏面にまいりまして、8月分が18名、9月分が12名ということで、4,354人というふうになっております。

その下の欄、フォローアップ説明会につきましては、本年は7月から開催し、8月分240人、9月分321人で、合計が707人というふうになっております。

御説明は以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問ございますでしょうか。

本議題については、御了承いただいたということで、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について事務局からありましたら、お願いいたします。

【井筒参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長の方からブリーフィングを予定しております。本日の公表資料につきましても、その場で配布をする予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の御連絡先に明日10月1日の夕方頃に確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【井筒参事官】 次回の委員会についてでございますが、日程調整をさせていただきました結果、12月16日の午後1時半に開催をさせていただきます。詳細は、後ほど文書にて御連絡申し上げます。

【上田委員長】 本日は、長時間に渡り熱心に御審議いただき、ありがとうございました。

予定の時間内に収まりましたので、厚く御礼申し上げます。